



# 熊本県公報

第13488号  
令和7年(2025年)  
11月25日(火)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	1
○電線共同溝整備道路の指定	(〃)	1
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	3
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	4
<b>公 告</b>		
○捜査用車(ワゴン)9台調達に係る落札者の決定	(管理調達課)	4
○熊本県伝統工芸館大規模改修に伴う展示台調達業務に係る一般競争入札の落札者等の決定	(観光文化政策課)	5
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	5
○公共測量の実施	(監理課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	6
<b>登 載 依 頼</b>		
○環境影響評価準備書の縦覧等	(株式会社シムファイブス)	6
○風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則	(警察本部生活環境課)	7

### 告 示

#### 熊本県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字木山字居屋敷 420番6地先から 上益城郡益城町大字寺迫字今吉 110番3地先まで	225.9	単県区画

#### 2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)11月26日

#### 熊本県告示第828号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、令和7年(2025年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	445号	人吉市上青井町字上青井町176番1地先から

	人吉市宝来町字下町1301番2地先まで
2 指定する期日 令和7年(2025年)11月25日	

**熊本県告示第829号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人光榮会 水俣市袋250 1番地252	特別養護老人ホームつなぎの里 葦北郡津奈木町 2120番地6 2	431100393	令和7年(2025年)12月 1日	地域密着型 介護老人福祉施設

**熊本県告示第830号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木 村 敬

## 善光寺地区急傾斜地崩壊危険区域

熊本県玉名郡南関町大字小原、字野添、字不動及び字原の区域内の土地のうち、次の1点から27点までを順次結んだ線及び1点と27点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33度02分58秒	130度33分51秒
2	33度02分58秒	130度33分52秒
3	33度02分58秒	130度33分52秒
4	33度02分58秒	130度33分52秒
5	33度02分59秒	130度33分52秒
6	33度02分59秒	130度33分52秒
7	33度02分59秒	130度33分51秒
8	33度03分00秒	130度33分51秒
9	33度03分00秒	130度33分51秒
10	33度03分00秒	130度33分51秒
11	33度03分00秒	130度33分52秒
12	33度03分01秒	130度33分52秒
13	33度03分01秒	130度33分52秒
14	33度03分01秒	130度33分52秒
15	33度03分02秒	130度33分54秒
16	33度03分01秒	130度33分54秒
17	33度03分01秒	130度33分54秒
18	33度03分01秒	130度33分55秒
19	33度03分01秒	130度33分56秒
20	33度03分00秒	130度33分56秒
21	33度02分59秒	130度33分54秒
22	33度03分00秒	130度33分54秒
23	33度03分00秒	130度33分53秒
24	33度03分00秒	130度33分52秒
25	33度02分59秒	130度33分53秒
26	33度02分58秒	130度33分53秒
27	33度02分57秒	130度33分52秒

**熊本県告示第831号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町大字教良木字葛山 903番1地先から 同所 900番2地先まで	72.0	災害防除

## 2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)11月25日

**熊本県告示第832号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援A型事業所 シヤイニング 宇土市松山町3941	株式会社シャイニング 宇土市松山町3941 九谷 高弘	就労継続支援A型	令和7年(2025年)1月14日

**熊本県告示第833号**

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

## 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的 水源の涵養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上天草市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上天草市(次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

上天草市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上天草市(次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

### 熊本県告示第834号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和7年（2025年）11月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 (3) 指定施業要件  
   ア 立木の伐採の方法  
     (ア) 主伐は、択伐による。  
     (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
     (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
   イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 指定の目的 落石の危険の防止  
 (3) 指定施業要件  
   ア 立木の伐採の方法  
     (ア) 主伐は、択伐による。  
     (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
     (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
   イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 指定の目的 魚つき  
 (3) 指定施業要件  
   ア 立木の伐採の方法  
     (ア) 主伐は、択伐による。  
     (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
     (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
   イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市（次の図に示す部分に限る。）  
 (2) 指定の目的 公衆の保健  
 (3) 指定施業要件  
   ア 立木の伐採の方法  
     (ア) 主伐は、択伐による。  
     (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
     (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
   イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 公 告

### 熊本県公告第682号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）11月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 捜査用車（ワゴン） 9台  
 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 3 落札者を決定した日  
 令和7年（2025年）11月7日  
 4 落札者の氏名及び住所  
 日産プリンス熊本販売株式会社

- 5 熊本市東区西原一丁目2-15  
 5 落札金額  
 43,461,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,951,000円）  
 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札  
 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和7年(2025年)9月19日

**熊本県公告第683号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 熊本県伝統工芸館大規模改修に伴う展示台調達業務 一式  
 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県観光文化部観光文化政策課文化振興班  
 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号  
 3 契約の相手方を決定した日  
 令和7年(2025年)10月14日  
 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社レイメイ藤井  
 熊本県西区上熊本1-2-6  
 5 契約金額  
 59,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,400,000円）  
 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札  
 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
 令和7年(2025年)8月15日

**熊本県公告第684号**

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長高寄哲哉から令和7年(2025年)10月21日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)11月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

**熊本県公告第685号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）	令和7年(2025年) 11月17日から 令和8年(2026年) 3月16日まで	熊本県合志市野々島～ 熊本市北区下硯川町地区

**熊本県公告第686号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2173番  
 4,715.37平方メートル  
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

福岡県福岡市博多区大博町2番7号  
作州商事株式会社

**熊本県公告第687号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)11月25日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字中野4393番528、同4393番529、同4393番530、  
同4393番531及び同4393番532  
1,194.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区九品寺三丁目15番4号  
株式会社熊本リアルティ

**登載依頼**

**公告**

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、条例第15条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第16条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会について、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)11月25日

株式会社シムファイブス 代表取締役 石坂 孝光

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社シムファイブス
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 石坂 孝光
  - (3) 主たる事務所の所在地 熊本市東区戸島町2874番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
  - (2) 種類 廃棄物処理施設(焼却施設)の設置事業
  - (3) 規模 一日当たりの平均取扱い計画量400t/日(処理能力440t/日)
- 3 事業実施想定区域の位置  
熊本県上益城郡御船町大字上野地内
- 4 関係地域  
熊本県上益城郡御船町及び益城町
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 株式会社シムファイブス事務所
    - イ 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
    - ウ 御船町役場(本庁舎1階ロビー)
    - エ 益城町役場(住民課)
  - (2) 期間 令和7年(2025年)11月27日(木)から令和7年(2025年)12月26日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
  - (4) 電子縦覧 <http://www.ishizaka.gr.jp>
- 6 意見書の提出  
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和8年(2026年)1月9日(金)(郵送は当日消印有効)
  - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送  
※意見書箱への投函は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)を除く、平日の午前9時～午後5時まで
  - (3) 意見書の提出に必要な事項
    - 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境影響評価準備書」と記載すること。
    - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載

- すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 第1回  
ア 日時 令和7年(2025年)12月15日(月) 午後7時から  
イ 場所 御船町立七瀧中央小学校体育館(御船町大字上野1500)
- (2) 第2回  
ア 日時 令和7年(2025年)12月16日(火) 午後7時から  
イ 場所 御船町カルチャーセンター(御船町木倉1168)
- (3) 第3回  
ア 日時 令和7年(2025年)12月25日(木) 午後7時から  
イ 場所 益城町保健福祉センターはびねす(益城町惣領1470)
- 8 問合せ先  
〒861-8031  
熊本県熊本市東区戸島町2874番地  
株式会社シムファイブス(電話096-389-1510)  
担当 本田 上村

### 熊本県公安委員会規則第16号

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月25日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

#### 風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

#### (聴聞決定予定日の通知の様式)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第6条の4第2項(規則第74条の3において準用する場合を含む。)に規定する特定の日を記載した通知書の様式は、聴聞決定予定日通知書(別記様式第1号又は別記様式第1号の2)のとおりとする。

第2条中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。



## 別記様式第1号

熊公委第 号

## 聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。)は、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できることとなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第1号の2

熊公委第 号

## 聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。)は、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できることとなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、令和7年11月28日から施行する。  
(経過措置)
  - この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。